

空家等対策推進助成金 交付申請時提出書類

【全員必要なもの】

- 空家等対策推進助成金交付申請書(様式第1号)
- 除却工事費見積書の写し
- 当該敷地の登記簿謄本
- 当該建物の登記簿謄本等所有者が確認できる書類
- (当該敷地または当該建物の所有者が死亡している場合)
当該所有者が死亡していること及び相続人全員を確認できる書類
- 申請者の市町村税の完納証明書
- 位置図(市で用意可)
- 誓約書
- (建物所有者等が複数存在する場合) 同意書

【第3条第1項第1号に該当する場合に必要なもの】

- 平成26年11月27日時点の当該敷地と当該建物の所有者が確認できる書類(登記簿謄本等)
- 両者が三親等以内の親族でないことが確認できる書類(戸籍謄本等)

【第3条第1項第2号に該当する場合に必要なもの】

- 平成26年11月27日時点の当該建物の所有者が確認できる書類(登記簿謄本等)
- 当該建物の所有者に三親等以内の親族でない者が含まれていることが確認できる書類(戸籍謄本等)
- 申請者が当該建物を除却することが契約条件となっている当該敷地の売買契約書の写し又は除却後に当該敷地を売却する意思があることを確認できる書類(空家バンク等の広告)

【第3条第1項第3号に該当する場合に必要なもの】

- 当該敷地の接道状況が確認できる図面(市で用意可)
- 申請者が当該建物を除却することが契約条件となっている当該敷地の売買契約書の写し又は除却後に当該敷地を売却する意思があることを確認できる書類(空家バンク等の広告)

【第3条第1項第4号に該当する場合に必要なもの】

- 当該敷地の建蔽率が確認できる書類(市で用意可)
- 申請者が当該建物を除却することが契約条件となっている当該敷地の売買契約書の写し又は除却後に当該敷地を売却する意思があることを確認できる書類(空家バンク等の広告)
- (壁面後退等が必要な場合) それにより建築できない部分の面積が確認できる書類